

一般社団法人日本アカデミック・ディテールリング研究会

認定制度規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本アカデミック・ディテールリング研究会（以下「本研究会」とする。）の定款第3章（2）アカデミック・ディテールリングに関する十分な知識及び技能を有する日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者を養成する上で必要な事項について、この認定規則に定める。

(目的)

第2条 本制度は、薬物療法の最適化に貢献する日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者を養成することを目的とする。

(認定制度)

第3条 前項の目的を達成するために、本研究会は日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者の認定制度を制定する。

(名称)

第4条 前項に定める認定制度によって認定された者の名称は、「日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師、日本アカデミック・ディテールリング認定教育サポーター、日本アカデミック・ディテールリング認定指導者」とし、英文では、Japan Academic Detailing Pharmacist (JADP)、Japan Academic Detailing Educational Supporter (JADES)、Japan Academic Detailing Director (JADD) と表記する。

(認定業務)

第5条 本制度における、日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者を認定するための業務は認定部会が行い、本研究会代表理事が認定する。

(申請条件)

第6条 日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者の申請条件は下記の各項を満たす会費未納のない本研究会会員とする。また、日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師と教育サポーターの併用申請は不可とするが、認定指導者は日本アカデミック・ディテールリング認定薬剤師/教育サポーターのとの併用申請を可とする。

《認定薬剤師》

1. 薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格及びアカデミック・ディテールリングを行う見識を備えている。
2. 申請時において、薬剤師として、病棟、外来、在宅などの臨床経験または、医薬品情報に関する業務経験が5年以上である。

3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が行うアカデミック・ディテーター養成プログラム 基礎薬学 コース、処方提案 コース、コミュニケーション コース、論文吟味コースを受講している。過去の研修受講記録は 5 年以内を有効とする（2027 年から導入）。

（経過措置）2021 年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、論文吟味コースを受講したとする。

4. 本研究会が行うディテーターリング試験に合格している。

《認定教育サポーター》

1. 優れた人格及びアカデミック・ディテーターリングを行う見識を備えている。
2. 申請時において、医薬品に関する業務経験や教育研究経験が 5 年以上である。
3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が主催するアカデミック・ディテーター養成プログラム 基礎薬学 コース、処方提案 コース、コミュニケーション コース、論文吟味コースを受講している。過去の研修受講記録は 5 年以内を有効とする（2027 年から導入）。

（経過措置）2021 年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、論文吟味コースを受講したとする。

4. 本研究会が行うディテーターリング試験に合格している。

《認定指導者》

1. 優れた人格及びアカデミック・ディテーターリングを行う見識を備えている。
2. 申請時において、医薬品に関する業務経験や教育研究経験が 20 年以上である。
3. 申請時において、アカデミック・ディテーターリング認定薬剤師または教育サポーター活動実績 5 年以上、または、以下のアカデミック・ディテーターリングに関連する活動実績がある。

- ・アカデミック・ディテーター養成プログラムの講師
- ・東京理科大学アカデミック・ディテーターリング・データベース部門に関連する委員
- ・アカデミック・ディテーターリング教育研修企画等の活動など

（経過措置）

本認定制度開始から 5 年経過する 2027 年 3 月 1 日までは、アカデミック・ディテーターリング認定薬剤師または教育サポーターの活動実績年数は問わない。

4. 本研究会理事の推薦がある。
5. 認定指導者はアカデミック・ディテーターリング認定薬剤師あるいは教育サポーターの認定と併せて認定を取得することができる。

（申請方法）

第 7 条 本研究会会員で、日本アカデミック・ディテーターリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者の認定を希望する者は、以下に掲げる書類を添えて認定部会に申請する。

《認定薬剤師》

1. 日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師認定申請書（申請書式 1）
2. 薬剤師免許証の写し、アカデミック・ディテラー養成プログラム 基礎薬学 コース、処方提案 コース、コミュニケーション コース、論文吟味コースの各修了証書の写し

（経過措置）2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価 ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は、論文吟味コースの受講証とみなす。

3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し（2025年度までは事務局で確認のため提出不要）
4. 認定申請料 7,000 円

《認定教育サポーター》

1. 日本アカデミック・ディテリング認定教育サポーター認定申請書（申請書式 2）
2. アカデミック・ディテラー養成プログラム 基礎薬学 コース、処方提案 コース、コミュニケーション コース、論文吟味コースの各修了証書の写し

（経過措置）2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は論文吟味コースの受講証とみなす。

3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し（2025年度までは事務局で確認のため提出不要）
4. 認定申請料 7,000 円

5. 医師の教育サポーターは日本アカデミック・ディテリング認定教育サポーター（医師）と表記することが出来る。《認定指導者》

1. 日本アカデミック・ディテリング認定指導者認定申請書（申請書式 3）
2. アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーター認定証の写しまたはアカデミック・ディテリングに関連する活動実績報告書（申請書式 3-1）
3. 理事の推薦書（様式指定なし）
4. 認定申請料 10,000 円

（認定）

第 8 条 認定部会は、申請条件および申請書類を総合的に審査し、申請者の日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者としての要件の適否を基盤整備委員会で判断、本研究会理事会に報告する。

第 9 条 本研究会理事会は、認定部会の報告を受け、審議のうえ日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の認定を行う。

（更新）

第 10 条 日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指

導者の認定は、本研究会会員を継続しており、以下のすべてを満たすことを条件に5年ごとに更新する。認定更新時期は認定時から5年経過する前の更新申請手続き時に申請を行うこととする。5年後に更新手続きを行わない場合は資格失効とする。

※ 認定更新については2020年4月から2022年3月までは新型コロナの不測の事態を考慮し、更新期間に含めないこととする。ただし、この期間の実績も提出可とする。

《認定薬剤師》

1. アカデミック・ディテリング実施報告を5回以上（フォーマット1別途参照）、または処方提案報告を5症例以上行う（フォーマット2別途参照）、以上を組み合わせ、アカデミック・ディテリングの実施回数と処方提案報告数の合計で5以上も可とする、または部会員として部活動を行っている。
2. 5年間で本研究会主催学術大会に3回以上参加している（経過措置として、2024年までは1回以上、2026年までは2回以上）。
3. レクチャー研修を2領域以上、アドバンス研修を1回以上受講している。
4. その他

以下のうち合計30単位以上取得している。

- 1) 本研究会主催学術大会参加：発表筆頭演者 10 単位
 - 2) アカデミック・ディテラー養成プログラムのチューター：1回につき5 単位
 - 3) アカデミック・ディテラー養成プログラム講師：1回につき10 単位
 - 4) アカデミック・ディテリング効果に関する研究：1件につき主導 20 単位、共同研究者 10 単位
 - 5) 本研究会主催、共催の研修会参加：5-10 単位(研修ごとに提示)
 - 6) 本研究会が提供する Web 講座の受講：2-5 単位(講座ごとに提示)
 - 7) 論文投稿：筆頭または責任著者 20 単位（査読あり）、10 単位（査読なし）
5. 更新申請料 10,000 円

《認定教育サポーター》

1. アカデミック・ディテラー養成プログラムのチューターを1回以上担当する、または部会員として部活動を行っている。
2. 5年間で本研究会主催学術大会に3回以上参加している（経過措置として2024年までは1回以上、2026年までは2回以上）。
3. レクチャー研修を2領域以上、アドバンス研修を1回以上受講している。
4. その他

以下のうち合計30単位以上取得している。

- 1) 本研究会主催学術大会参加：発表筆頭演者 10 単位
- 2) アカデミック・ディテラー養成プログラムのチューター：1回につき5 単位
- 3) アカデミック・ディテラー養成プログラム講師：1回につき10 単位
- 4) アカデミック・ディテリング教育関連への講演：1件につき10 単位

- 5) アカデミック・ディテリング効果に関する研究：1件につき主導 20 単位、共同研究者 10 単位
 - 6) 本研究会主催、共催の研修会参加：5-10 単位(研修ごとに提示)
 - 7) 本研究会が提供する Web 講座の受講：2-5 単位(講座ごとに提示)
 - 8) 論文投稿：筆頭または責任著者 20 単位(査読あり)、10 単位(査読なし)
5. 更新申請料 10,000 円

《認定指導者》

1. 理事または部活動を通じてアカデミック・ディテリングの普及活動を行っている。
2. 本研究会主催学術大会にやむを得ない理由がない限りすべて参加している。
3. その他

以下のうち合計 50 単位以上取得している。ただし、アカデミック・ディテリング認定薬剤師あるいは教育サポーターを併せて申請している場合は、業績の併用は不可とする。

- 1) 本研究会主催学術大会：シンポジウムオーガナイザーまたは座長：1回につき 10 単位
 - 2) アカデミック・ディテリング関連研修の講師(動画教材も含む)：1回につき 10 単位
 - 3) アカデミック・ディテリング教育の授業担当：1科目につき 20 単位
 - 4) アカデミック・ディテリング効果に関する研究：1件につき主導 20 単位
 - 5) アカデミック・ディテリング関連研修の企画：1件につき 20 単位
 - 6) 論文投稿：筆頭または責任著者 20 単位(査読あり)、10 単位(査読なし)
4. 更新申請料 12,000 円

(更新認定)

第 11 条 認定部会は、更新条件および更新申請書類を総合的に審査し、申請者の日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者としての更新の要件の適否を基盤整備委員会で判断、本研究会理事会に報告する。

第 12 条 本研究会理事会は、基盤整備委員会の報告を受け、日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の更新認定を行う。(認定の取り消し)

第 13 条

1. 本制度が日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーター、および認定指導者として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行った場合には、代表理事は、理事会の審議を経て、認定資格を取り消すことができる。

(規則の変更)

第 14 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て代表理事が承認する。

(施行)

第 15 条 2022 年 2 月 1 日施行

(改訂)

2023 年 11 月 11 日施行

2024 年 11 月 9 日改訂